

横浜市通学区域特認校制度実施要綱 新旧対照表

現行	改正後（案）
（趣旨） 第1条 この要綱は、横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（以下「規則」という。）に<u>基づき</u>、特色ある教育を実践する義務教育学校への就学機会の拡大を図ることを目的とし実施する<u>通学区域特認校制度</u>について、必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 <u>通学区域特認校制度は、特色ある教育を実践する義務教育学校のうち現有施設状況や将来の児童生徒数の推移等を勘案し教育長が指定する学校について、保護者の申請に基づき指定地区外就学を許可する制度をいう。</u> （通学区域特認校指定及び募集定員） 第3条 通学区域特認校の指定は、義務教育学校の校長の意見を聴取した上で、教育長が行う。 2 募集定員は、<u>義務教育学校</u>の校長の意見を聴取した上で、教育長が定める<u>ものとする</u>。	（趣旨） 第1条 この要綱は、横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（以下「規則」という。）に<u>規定する就学予定者等の就学すべき学校の指定等に関する手続に係る定めのほか</u>、特色ある教育を実践する義務教育学校への就学機会の拡大を図ることを目的とし実施する<u>通学区域特認校への就学</u>について、必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 <u>通学区域特認校とは、特色ある教育を実践する義務教育学校のうち現有施設状況や将来の児童生徒数の推移等を勘案して教育長が指定する学校をいう。</u> <u>2 通学区域特認校制度とは、規則第3条第1項の規定により就学通知書又は入学通知書の通知を受けた保護者からの申請に基づき、通学区域特認校への就学を許可する制度をいう。</u> （通学区域特認校指定及び募集定員） 第3条 通学区域特認校の指定は、<u>指定しようとする</u>義務教育学校の校長の意見を聴取した上で、教育長が行う。 2 <u>通学区域特認校</u>の募集定員は、<u>当該通学区域特認校</u>の校長の意見を聴取した上で、教育長が定める。

3 教育長は、校長から指定解除の申出があった場合若しくは教育長が必要と認める場合、通学区域特認校の指定を解除する。

(通学区域特認校への就学)

第4条 保護者は、次の各号すべてに該当する場合には、通学区域特認校への就学を願い出ることができる。ただし、規則第5条に規定する指定校が就学を希望する通学区域特認校である場合を除く。

- (1) 児童生徒の保護者が就学を希望する通学区域特認校の教育方針に賛同すること。
- (2) 児童生徒及び当該保護者が原則として横浜市に在住すること。
- (3) 児童生徒が通学区域特認校に自力で通学することができること。
- (4) 児童生徒が通学区域特認校への通学に要する時間は、おおむね1時間以内であること。
- (5) 児童生徒の保護者が通学区域特認校に通学に要する費用を自己負担すること。
- (6) 児童生徒が卒業まで通学区域特認校に通学することができること。

2 保護者は、前項の願い出をしようとするときは、通学区域特認校の教育特色を理解した上で、あらかじめ定められた期間内に通学区域特認校就学申請書(様式1)を就学を希望する通学区域特認校の校長に提出し、

3 教育長は、第1項の規定により指定を行った通学区域特認校の校長から当該指定の解除の申出があった場合又は教育長が必要と認める場合は、当該指定を解除することができる。

(通学区域特認校への就学)

第4条 保護者は、次の各号のいずれにも該当する場合には、通学区域特認校への就学を願い出ることができる。

- (1) 児童生徒の保護者が就学を希望する通学区域特認校の教育特色を理解した上で教育方針に賛同すること。
- (2) 児童生徒及びその保護者が横浜市に在住すること。
- (3) 児童生徒が当該通学区域特認校に公共交通機関又は徒歩で安全に通学すること(特段の事情により、当該通学区域特認校と協議の上、保護者の協力で安全に通学することを含む。)。
- (4) 児童生徒の当該通学区域特認校への通学に要する時間がおおむね1時間以内であり、公共交通機関を利用する場合は、原則として乗り換えの回数が1回であること。
- (5) 児童生徒の保護者が当該通学区域特認校への通学に要する費用を自己負担すること。
- (6) 児童生徒が卒業まで当該通学区域特認校に通学すること。

2 前項の願い出は、あらかじめ定められた期間内に、通学区域特認校就学申請書(様式1)を就学を希望する通学区域特認校の校長に提出し、児童生徒とともに当該校長による面談を受けることにより行うものと

児童生徒とともに当該通学区域特認校の校長による面談を受けなければならない。

- 3 前項の願い出を受けた通学区域特認校の校長は、第1項に定める就学条件の確認を行った上で、就学を認めるときは、保護者に通学区域特認校就学承認書（様式2）をもって通知する。
- 4 就学条件を満たす者が募集定員を超えた場合は、原則として、通学区域特認校の校長が実施する公開抽選により承認する者を決定する。この際、兄弟姉妹関係は考慮するものとする。
なお、抽選後、欠員が出た場合には、あらかじめ定めた補欠者から順次繰り上げ決定とする。
- 5 第3項の承認を得た保護者は、居住区の区長に、通学区域特認校の校長による通学区域特認校就学承認書を添えて、あらかじめ指定された期日までに指定地区外就学許可願書を提出しなければならない。
- 6 指定地区外就学許可願書の提出を受けた居住区の区長は、指定地区外就学許可事務取扱要綱に基づき、通学区域特認校への指定地区外就学を許可することができる。なお、指定地区外就学許可事務取扱要綱第6条で定める添付書類は、第3項で示す通学区域特認校就学承認書をもって代えることができるものとする。
- 7 第3条第3項の規定に基づき通学区域特認校の指定が解除された場合、若しくは通学区域外から就学する児童生徒又は保護者の事情により当該通学区域特認校への就学が困難になった場合は、当該児童生徒について、規則第3条に規定する居住区の区長は、規則第2条の別表に基づ

する。

- 3 前項の規定により申請を受け、面談を実施した通学区域特認校の校長は、第1項各号に定める就学条件の確認を行った上で、就学を認めるときは、保護者に通学区域特認校就学承認書（様式2）をもって通知する。
- 4 前項の規定による通知をするに際して、就学条件を満たす者が募集定員を超えた場合は、原則として、通学区域特認校の校長が実施する公開の抽選により当該通知をする者を決定する。この場合において、抽選後に、欠員が出たときは、あらかじめ定めた補欠者から順次繰り上げて決定するものとする。
- 5 第3項の通知を受けた保護者は、あらかじめ指定された期日までに、規則第5条第2項の規定に準じて、同項に規定する指定地区外就学許可願書に当該通知を添えて、これを居住区の区長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定により願書の提出を受けた居住区の区長は、指定地区外就学許可事務取扱要綱に基づき、通学区域特認校への就学を許可することができる。この場合において、同要綱第6条で定める添付書類は、保護者から提出された第3項の規定による通知をもって代えることができる。
- 7 第3条第3項の規定に基づき通学区域特認校の指定が解除された場合又は通学区域外から就学する児童生徒若しくは保護者の事情により当該通学区域特認校への就学が困難になった場合は、当該児童生徒について、居住区の区長は、規則第3条の規定に基づき就学すべき学校を指

いて就学すべき学校を指定する。ただし、通学区域特認校への就学を許可された児童生徒の保護者が、通学区域特認校が解除された後も同校への就学を希望し、通学区域特認校の校長が認めた場合については、引き続き同校に就学することができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、通学区域特認校制度に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

定する。ただし、通学区域特認校への就学を許可された児童生徒及びその保護者が、通学区域特認校が解除された後も同校への就学を希望し、当該通学区域特認校の校長が認めた場合は、引き続き同校に就学することができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、通学区域特認校制度に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(様式1)

通学区域特認校就学申請書

年 月 日

横浜市立 学校長

保護者 氏 名
住 所
電話番号

次のとおり、通学区域特認校就学の申請をします。
当該児童生徒に関し、現在のところ、指定地区外就学に該当する理由はありません。
なお、通学上の安全確保、緊急時の連絡等については、保護者が責任をもって対処いたします。

児童・生徒	住 所	保護者に同じ（違う場合は、次に記入してください。）		
	氏 名		生年月日	年 月 日
転入（居）予定住所		横浜市 区 (転入（居）予定時期： 年 月)		
現在の学校名	横浜市立 学校	学年	第	学年
就学を希望する特認校	横浜市立 学校	学年	第	学年
指定校	横浜市立 学校			
就学条件	チェック			
	☐	学校の教育方針に賛同する。		
	☐	児童生徒が <u>自力</u> で通学する。		
	☐	児童生徒が通学に要する費用は自己負担する。		
特認校への通学経路	自宅から特認校への通学方法を手段別に所要時間と共に記入。			
	(所要時間：計 分)			

※ 通学区域特認校への就学申請は、就学義務のある保護者のみ行うことができます。

(様式1)

通学区域特認校就学申請書

年 月 日

横浜市立 学校長

保護者 氏 名
住 所
電話番号

次のとおり、通学区域特認校就学の申請をします。
なお、通学上の安全確保、緊急時の連絡等については、保護者が責任をもって対処いたします。

児童・生徒	住 所	保護者に同じ（違う場合は、次に記入してください。）		
	氏 名		生年月日	年 月 日
転入（居）予定住所		横浜市 区 (転入（居）予定時期： 年 月)		
現在の学校名	横浜市立 学校	学年	第	学年
就学を希望する特認校	横浜市立 学校	学年	第	学年
指定校	横浜市立 学校			
就学条件	チェック			
	☐	学校の <u>教育特色を理解した上</u> で教育方針に賛同する。		
	☐	児童生徒が <u>公共交通機関及び徒歩にて安全に</u> 通学する。 <u>※特段の事情がある場合、保護者の協力のもと安全に通学する。</u>		
	☐	児童生徒が通学に要する費用は自己負担する。		
特認校への通学経路	自宅から特認校への通学方法を手段別に所要時間と共に記入。			
	(所要時間：計 分)			

※ 通学区域特認校への就学申請は、就学義務のある保護者のみ行うことができます。

(様式2)

通 学 区 域 特 認 校 就 学 承 認 書

保護者氏名

様

児童・生徒氏名	
住 所	

上記児童・生徒は、本校に就学することを承認します。

特 記 事 項	
---------	--

平成 年 月 日

横浜市立 学校

学 校 長 印

(様式2)

通 学 区 域 特 認 校 就 学 承 認 書

保護者氏名

様

児童生徒氏名	
住 所	

上記児童・生徒は、本校に就学することを承認します。

特 記 事 項	
---------	--

年 月 日

横浜市立 学校

学 校 長 印